

レジオネラ症発生防止に係る 群馬県条例の基準について

群馬県健康福祉部 食品・生活衛生課 生活衛生係

適用される条例等について

- ▶ 群馬県旅館業条例
- ▶ 群馬県公衆浴場法施行条例
- ▶ 群馬県旅館業法施行規則
- ▶ 群馬県公衆浴場法施行規則

対策その1

浴室で使用する湯水の管理

(1) 水質基準

- ▶ 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水は、規則で定める基準を目標に水質を管理すること。

【浴条例第3条第2号八】

【旅条例第8条の2第1号】

→ レジオネラ属菌が検出されないこと。

(10 CFU/100ml未満)

(2) 浴槽水

- ▶ 浴槽水は、十分に補給し、清浄に保つこと。

【浴条例第3条第2号ホ】 【旅条例第8条の2第3号】



(3) 浴槽水の換水

①循環式浴槽で連日使用のもの

→ 1週間に1回以上完全に換水すること。

②常に原湯を供給しあふれさせるもの

→ 1週間に1回以上完全に換水すること。

①及び②以外のもの

→ 毎日完全に換水すること。

【浴条例第3条第2号へ】

【旅条例第8条の2第4号】

(4) 水質検査の頻度

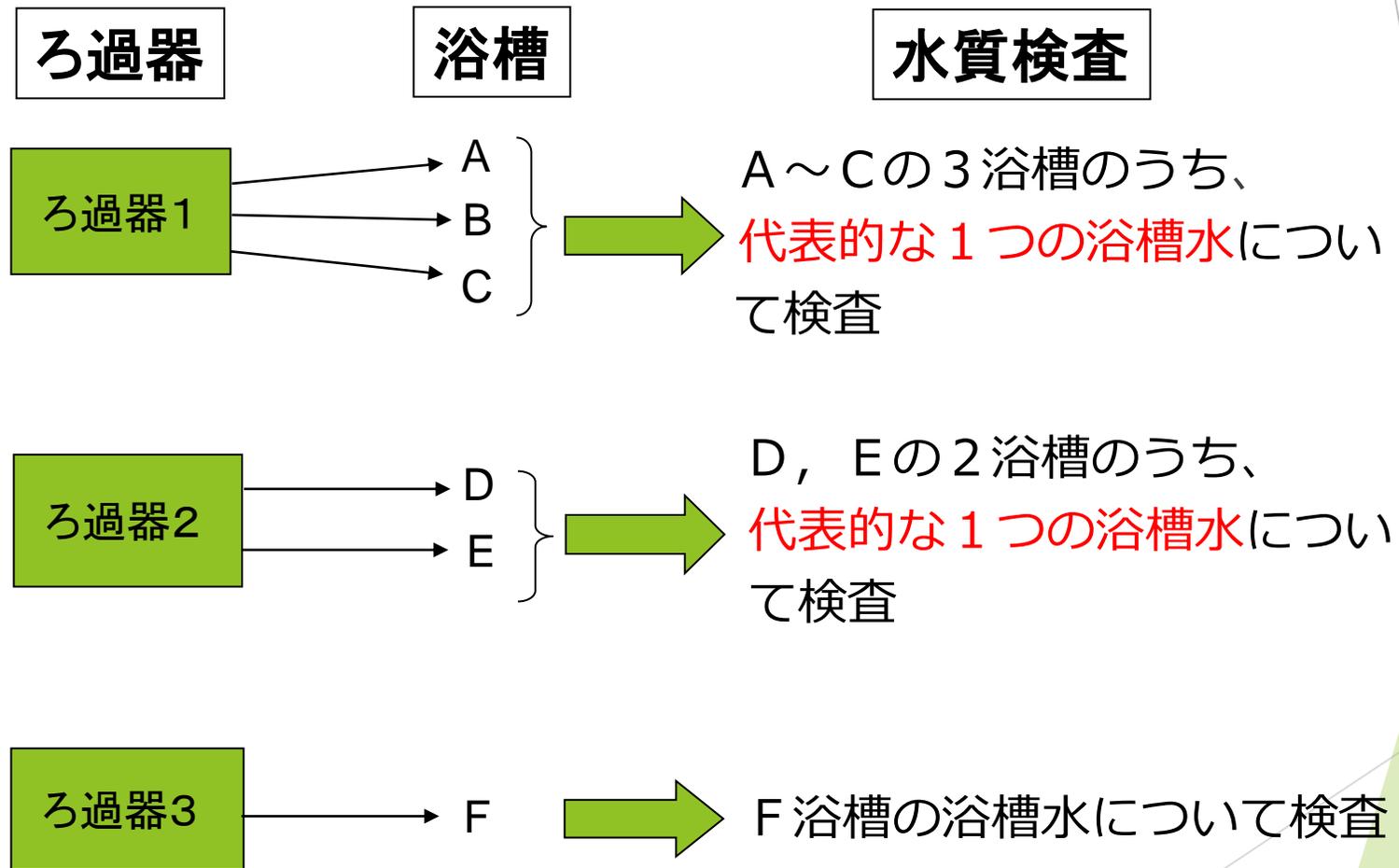
- ▶ 浴槽水は規則で定める頻度で水質検査を行うこと。

【浴条例第3条第2号又】 【旅条例第8条の2第8号】

- ①非循環式浴槽の浴槽水又は循環式浴槽で毎日換水するものの浴槽水→ 1年に1回以上
- ②連日使用する循環式浴槽の浴槽水で塩素系薬剤で消毒するもの→ 1年に2回以上
- ③連日使用する循環式浴槽の浴槽水で塩素系薬剤以外で消毒等するもの→ 1年に4回以上

【浴規則第3条の2】 【旅規則第11条】

循環系統毎に浴槽水を検査



水質検査の対象にならない浴槽

- ▶ 利用者が、使用の都度湯水を張り、使用後に払ってしまおうような利用形態のもの。

→ 検査すべき浴槽水が常時存在せず、検査義務を課すことに馴染まないため

(例)

- 1 旅館の各室備え付け風呂
- 2 ビジネスホテルの各室風呂

例外規定

- ▶ pHが低い等原湯又は原水の性質により浴槽水からレジオネラ属菌が検出されないことが明らかであり、公衆衛生上危害を及ぼすおそれがないとして**知事が指定した源泉**を浴槽水として使用する場合は、この限りでない。

【浴条例第3条第2号又】

【旅条例第8条の2第8号】



(5) 浴槽水の消毒

▶ 非循環式浴槽の場合

浴槽水の消毒義務はなし。

▶ 循環式浴槽の場合

塩素系薬剤を使用する方法その他適切な方法で消毒等を行う。ただし、原湯、原水の性質その他の条件により消毒等が行えない場合、他の適切な衛生措置を行う。

【浴条例第3条第2号ツ（1）】

【旅条例第8条の2第12号イ】

他の適切な衛生措置の例

条件によって消毒が行えない場合

→非循環式浴槽に変更

→毎日完全換水＋浴槽・配管・ろ過器を十分に清掃消毒する＋水質検査頻度を高める

等の適切な衛生措置を行う必要。

(6) 浴槽水の使用制限

打たせ湯及びシャワーには、
浴槽水を使用しない。

→ 新しい湯水を使用すること。

【浴条例第3条第2号チ】

【旅条例第8条の2第6号】

対策その2

清掃等の維持管理

(1) 貯湯槽

生物膜その他の汚れの状況を
定期的に点検し、必要に応じて
清掃及び消毒を行うこと。

【浴条例第3条第2号二】

【旅条例第8条の2第2号】

(2) 浴槽

- ▶ 浴槽水の排出後に**毎日清掃**
- ▶ 循環式浴槽で連日使用のもの
1週間に1回以上 清掃
- ▶ 常に原湯を供給しあふれさせるもの
1週間に1回以上 清掃

【浴条例第3条第2号ト】

【旅条例第8条の2第5号】

(3) ろ過器及び配管

- ▶ 1週間に1回以上、逆洗浄又はろ剤の交換等を行い、十分に汚れを除去するとともに、ろ過器及びろ過器と浴槽との間の配管は適切な消毒方法で生物膜を除去する。

【浴条例第3条第2号ツ(2)】

【旅条例第8条の2第12号ロ】

※繁殖した生物膜の除去には、過酸化水素消毒、塩素消毒、加温消毒などが有効



(4) 気泡発生装置

- ▶ 循環式浴槽で毎日完全に換水しないものは、気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる設備を使用しないこと。



【浴条例第3条第2号ツ(3)】

【旅条例第8条の2第12号八】

(5) 回収槽

- ▶ 回収槽の湯水を浴用に使
用しないこと。

※ただし、定期的に回収槽の清掃及び消毒を行
い、回収槽の湯水を消毒する場合は、当該湯
水を浴槽水として使用することができる。

【浴条例第3条第2号ツ(4)】

【旅条例第8条の2第12号二】

(6) 集毛器

▶ **毎日清掃**を行うこと。

【浴条例第3条第2号ツ（5）】

【旅条例第8条の2第12号ホ】

※塩素系薬剤等で内部を消毒すると
一層効果的です。



(7) 消毒装置

▶ 維持管理を適切に行うこと。

【浴条例第3条第2号ツ(6)】 【旅条例第8条の2第12号へ】

※薬液タンクの薬剂量の確認と補給、送液ポンプの正常作動と薬液注入などについて、毎日定期的に点検する等消毒装置毎の適切な維持管理が大切です。

(8) 浴槽の附帯設備

- ▶ 湯栓、気泡発生装置その他浴槽の附帯設備は、定期的に点検し、清掃及び消毒を行う等維持管理を適切に行うこと。

【浴条例第3条第2号リ】 【旅条例第8条の2第7号】

※湯栓、シャワー、調整箱、気泡発生装置、
ジェット装置などの様々な附帯設備

(10) 自主管理体制

- ▶ 自主的に衛生管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成し、従業者に周知するとともに、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

【浴条例第3条第2号ル】

【旅条例第8条の2第9号】

(11) 記録の保管

- ▶ 水質検査の記録、各設備の点検、清掃及び消毒の記録その他衛生管理に係る記録を **3年間保管** すること。

【浴条例第3条第2号ヲ】

【旅条例第8条の2第10号】